

令和8年8月1日より 建設工事の最低制限価格の算式が変わりました

これまで

・ 直接工事費の額	×	10 / 10	<u>左記(小数点以下切捨)を合計して、 千円未満を切り捨てた金額を 最低制限価格として設定します。</u>
・ 共通仮設費	×	9 / 10	
・ 現場管理費の額	×	9 / 10	
・ 一般管理費	×	7 / 10	



令和8年8月1日から

・ 直接工事費の額	×	10 / 10	<u>左記(小数点以下切捨)を合計して、 千円未満を切り捨てた金額を 最低制限価格として設定します。</u>
・ 共通仮設費	×	10 / 10	
・ 現場管理費の額	×	9 / 10	
・ 一般管理費	×	7.5 / 10	

●適用年月日

令和8年8月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用します。

※本制度につきまして、このほかの変更はございません。

【本制度に関するお問い合わせ】

周南市 契約監理課 工事担当

TEL : 0834-22-8425

最低制限価格制度に関する注意

令和8年8月

市が競争入札により発注する建設工事の請負契約締結にあたり、極端な低価格による受注を防止するため、最低制限価格を設けています。

最低制限価格制度（以下、「本制度」という）の対象となる入札に参加する場合は、本注意及び「周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱」、並びに「周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱に関する運用要領」を必ずご確認のうえ、入札に参加してください。

◆本制度の対象工事

最低制限価格を設定する工事は、

予定価格が200万円を超え、1,000万円未満の競争入札に付する建設工事 が対象です。

ただし、以下の工事については本制度の対象外となります。

- ・土木系機械設備工事
- ・土木系電気設備工事
- ・営繕系機械設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- ・営繕系電気設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事
- ・解体工事
- ・総合評価競争入札による建設工事

◆最低制限価格の算式

最低制限価格の算式は、以下のとおりです。

なお、最低制限価格を下回った場合は、**不落札**となります

・ 直接工事費の額 × 10 / 10

・ 共通仮設費 × 10 / 10

・ 現場管理費の額 × 9 / 10

・ 一般管理費 × 7.5 / 10

左記(小数点以下切捨)を合計して、
千円未満を切り捨てた金額を
最低制限価格として設定します。

※「**直接工事費の額**」及び「**現場管理費の額**」については、以下のとおり設定します。

(直接工事費の額) ・ 土木系工事：直接工事費

・ 営繕系工事：直接工事費－現場管理費相当額

(現場管理費の額) ・ 土木系工事：現場管理費

・ 営繕系工事：現場管理費＋現場管理費相当額

(現場管理費相当額) 直接工事費 × 0.1 または 0.2

※係数(0.1 または 0.2)のどちらを採用するかは、入札公告等とあわせて配付する本制度についての資料に記載しています。

【本制度に関するお問い合わせ】

周南市 契約監理課 工事担当

TEL：0834-22-8425